

訪問薬剤管理指導に関するご案内



在宅で療養中で通院が困難な場合、薬剤師がお宅を訪問して薬剤服薬指導および副作用の確認、医薬品管理などの支援を行うことができます。

在宅での管理状況が改善されれば、中止可能です。

ご希望される場合、お近くの職員までお申し出ください。

(ただし、医師の了解と指示が必要です)

在宅患者訪問薬剤管理指導

(医療保険対象者)

1点 = 10円

例) 10点 = 100円、1割負担の場合10円

100点 = 1000円、3割負担で300円



同一建物居住者以外
650点/回 (1人)



同一建物居住者
320点/回 (2~9人)
290点/回 (10人以上)

居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導

(介護保険対象者)

1単位 = 10円

例) 10単位 = 100円、1割負担の場合10円

100単位 = 1000円、3割負担で300円



同一建物居住者以外
518 単位/回 (1人)



同一建物居住者
379 単位/回 (2~9人)
342 単位/回 (10人以上)

- ・自己負担率により金額が異なります。
- ・公費により一部負担金が助成されることがあります。
- ・特別な薬剤管理（麻薬等）の必要な方は、100点または100単位が追加になります。
- ・原則、月に4回まで、特別医療を必要とする場合、例外として月8回までとなります。

ぎのわん健康支援センター

沖縄県知事指定介護保険事業所

がじまる薬局 第4742240932

がねこ薬局 第4740540705

にしばる薬局 第4742241104

うちどまり薬局 第4740540929

メルシー薬局かねぐすく 第4742341193

指定介護予防居宅療養管理指導事業者・指定居宅療養管理指導事業者運営規定

(事業の目的)

第1条 1 がじまる薬局（指定居宅サービス事業者）が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という）の業務の適正な運を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、がじまる薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

2 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)

第2条 1 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

3 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。

- ・保険薬局であること。
- ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
- ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
- ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
- ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)

第3条 1 従業者について

- ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
- ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
- ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。

2 管理者について

- ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、がじまる薬局の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)

第4条 1 薬剤師が行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。

2 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

(営業日および営業時間)

第5条 1 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始（12月31日～1月3日）を除く。

2 通常、月・水・金曜日の午前9：30～午後19：00、火・木曜日の午前9：30～17：30、土曜日の午後13：30～午後17：30とする。

3 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

(通常の事業の実施地域)

第6条 1 通常の実施地域は、中城村、西原町、与那原町、宜野湾市の区域とする。（その他、要相談）

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条 1 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。

- ・処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
- ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
- ・薬剤服用歴の管理
- ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
- ・薬剤等の居宅への配送
- ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
- ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
- ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
- ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
- ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
- ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
- ・その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

・ 患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言・在宅医療機器、用具、材料等の供給・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需

(利用料その他の費用の額)

第8条 1 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。

2 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービス内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 1 がじまる薬局は、社会的使命を十分認識し、従業員の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。

2 従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておく。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、がじまる薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は令和3年1月1日より施行する。

指定介護予防居宅療養管理指導事業者・指定居宅療養管理指導事業者運営規定

(事業の目的)

第1条 1 がねこ薬局（指定居宅サービス事業者）が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という）の業務の適正な運を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、がねこ薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

2 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)

第2条 1 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

3 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。

- ・保険薬局であること。
- ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
- ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
- ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
- ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)

第3条 1 従業者について

- ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
- ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
- ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。

2 管理者について

- ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、にしばる薬局の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)

第4条 1 薬剤師が行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。

2 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

(営業日および営業時間)

第5条 1 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始（12月31日～1月3日）を除く。

2 通常、月～金曜日の午前8：30～午後17：30、土曜日の午前8：30～午後12：30とする。

3 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

(通常の事業の実施地域)

第6条 1 通常の実施地域は、西原町、宜野湾市、浦添市の区域とする。（その他、要相談）

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条 1 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。

- ・ 処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
- ・ 薬剤服用歴の管理
- ・ 薬剤等の居宅への配送
- ・ 居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
- ・ 使用薬剤の有効性に関するモニタリング
- ・ 薬剤の重複投与、相互作用等の回避
- ・ 副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
- ・ ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
- ・ 使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
- ・ 麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
- ・ 病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
- ・ その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

・ 患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言・在宅医療機器、用具、材料等の供給・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需

(利用料その他の費用の額)

第8条 1 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。

2 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービス内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 1 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 1 がねこ薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備

2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておく。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、がねこ薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は令和3年1月1日より施行する。

指定介護予防居宅療養管理指導事業者・指定居宅療養管理指導事業者運営規定

(事業の目的)

第1条 1 にしばる薬局（指定居宅サービス事業者）が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という）の業務の適正な運を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認められた利用者に対し、にしばる薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

2 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)

第2条 1 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

3 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。

- ・保険薬局であること。
- ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
- ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
- ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
- ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)

第3条 1 従業者について

- ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
- ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
- ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。

2 管理者について

- ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、にしばる薬局の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)

第4条 1 薬剤師が行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。

2 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

(営業日および営業時間)

第5条 1 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始（12月31日～1月3日）を除く。

2 通常、月・水・金曜日の午前8：30～午後17：30、火・木曜日の午前8：30～19：00、土曜日の午前8：30～午後13：30とする。

3 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

(通常の事業の実施地域)

第6条 1 通常の実施地域は、中城村、西原町、与那原町、宜野湾市の区域とする。（その他、要相談）

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条 1 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。

- ・処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
- ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
- ・薬剤服用歴の管理
- ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
- ・薬剤等の居宅への配送
- ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
- ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
- ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
- ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
- ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
- ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
- ・その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

・ 患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言・在宅医療機器、用具、材料等の供給・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需

(利用料その他の費用の額)

第8条 1 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。

2 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービス内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 1 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 1 にしぼる薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備

2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておく。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、にしぼる薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は令和3年1月1日より施行する。

指定介護予防居宅療養管理指導事業者・指定居宅療養管理指導事業者運営規定

(事業の目的)

第1条 1 うちどまり薬局（指定居宅サービス事業者）が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という）の業務の適正な運を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、うちどまり薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

2 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)

第2条 1 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

3 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。

- ・ 保険薬局であること。
- ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
- ・ 麻薬小売業者としての許可を取得していること。
- ・ 利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
- ・ 居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)

第3条 1 従業者について

- ・ 居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
- ・ 従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
- ・ 従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。

2 管理者について

- ・ 常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、うちどまり薬局の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)

第4条 1 薬剤師が行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。

2 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

(営業日および営業時間)

第5条 1 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始（12月31日～1月3日）を除く。

2 通常、月～土曜日の午前9：00～午後18：00とする。

3 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

(通常の事業の実施地域)

第6条 1 通常の実施地域は、宜野湾市、浦添市、北谷の区域とする。（その他、要相談）

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条 1 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。

- ・ 処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
- ・ 薬剤服用歴の管理
- ・ 薬剤等の居宅への配送
- ・ 居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
- ・ 使用薬剤の有効性に関するモニタリング
- ・ 薬剤の重複投与、相互作用等の回避
- ・ 副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
- ・ ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
- ・ 使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
- ・ 麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
- ・ 病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
- ・ その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

・ 患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言・在宅医療機器、用具、材料等の供給・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需

(利用料その他の費用の額)

第8条 1 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。

2 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービス内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 1 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 1 うちどまり薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整

備 2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておく。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、うちどまり薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は令和3年1月1日より施行する。

指定介護予防居宅療養管理指導事業者・指定居宅療養管理指導事業者運営規定

(事業の目的)

第1条 1 メルシー薬局かねぐすく（指定居宅サービス事業者）が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という）の業務の適正な運を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、メルシー薬局かねぐすくの薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

2 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)

第2条 1 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

3 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。

- ・保険薬局であること。
- ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
- ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
- ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
- ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)

第3条 1 従業者について

- ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
- ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
- ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。

2 管理者について

- ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、メルシー薬局かねぐすくの管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)

第4条 1 薬剤師が行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。

2 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

(営業日および営業時間)

第5条 1 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始（12月31日～1月3日）を除く。

2 通常、月～金曜日の午前9：00～午後18：00・土曜日の午前9：00～午後13：00とする。

3 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

(通常の事業の実施地域)

第6条 1 通常の実施地域は、南風原町、与那原町、の区域とする。(その他、要相談)

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条 1 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。

- ・処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
- ・薬剤服用歴の管理
- ・薬剤等の居宅への配送
- ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
- ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
- ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
- ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
- ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
- ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
- ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
- ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
- ・その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言・在宅医療機器、用具、材料等の供給・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需

(利用料その他の費用の額)

第8条 1 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。

2 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービス内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 1 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 1 メルシー薬局かねぐすくは、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備 2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておく。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、メルシー薬局かねぐすくと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は令和3年1月1日より施行する。